

佐野短期大学シラバス2013

科目名 Subject Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
行政法 Administrative Law		1年	後期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態		授業の性格	
2単位	講義		選択	
当該科目の理解を促すために受講することが望まれる科目				
法学・日本国憲法				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
法律系科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
高須則行	非常勤講師室	出講日		授業中に指示します
授業の概要				
現代社会では日常生活に行政機関が関わる領域が質的にも量的にも広がってきています。したがって、私たちは行政機関がどのようなものであって、どのような役割を担っているかを知らなければなりません。この授業では、私たちが行政機関から不当・違法な処分を課された場合の回復手段、すなわち行政救済制度を中心に講義を行います。H24年度以前の入学者は、「行政法Ⅱ」の読替科目として受講してください。				
授業の到達目標				
①行政法とは何かを理解することができる。 ②行政機関の内部関係を理解することができるようにする。 ③法律による行政の原理とその例外と限界を理解することができるようにする。 ④行政行為、行政訴訟制度と不服申立制度を理解することができるようにする。 ⑤国家賠償制度を理解することができるようにする。				
授業の方法				
講義形式で行いますが、その都度、受講生の皆さんに質問し、自らの考えを述べてもらいたいと思っています。そのような双方向の授業を心掛けていきたいと思います。				
学習の成果				
①行政法とは何かを理解し、説明することができる。 ②行政機関の内部関係を理解し、説明することができる。 ③法律による行政の原理とその例外と限界を理解し、説明することができる。 ④行政行為、行政訴訟制度と不服申立制度を理解し、説明することができる。 ⑤国家賠償制度を理解し、説明することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	行政法へのいざない			
第2回目	行政法とは何か（１）：行政法と行政法理論			
第3回目	行政法上の法律関係			
第4回目	法律による行政の原理			
第5回目	法律による行政の原理の例外と限界			
第6回目	行政過程への私人の参加			

第7回目	行政行為（１）：「行政行為」の観念	
第8回目	行政行為（２）：行政行為の諸効力	
第9回目	行政立法	
第10回目	行政の実効性の確保	
第11回目	行政訴訟（１）：行政訴訟制度の基本的特徴	
第12回目	行政訴訟（２）：訴訟要件と執行停止制度	
第13回目	行政上の不服申立て	
第14回目	国家賠償法	
第15回目	まとめと定期試験	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度		
レポート		
調査報告書		
小テスト	60%	基本的・個別的知識の理解度
中間・学期末試験	40%	発展的・全体的知識の理解度
発表内容（態度含む）		
その他		
教科書と参考図書		
藤田宙靖『行政法入門〔第5版〕』（有斐閣）・『セレクト六法』（岩波書店・2013）		
履修上の心得・ルール		
テキスト・資料（配布プリント）・六法は必ず持ってくること、板書の内容は整理してノートに取ること。		